

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

1. 改正理由

民法改正により成年年齢が引下げられたため、成年年齢の規定を見直すとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設の長の資格要件について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- (1) 第13条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改めるもの。
- (2) 第27条第1項第4号ア及びイの母子生活支援施設の長の資格要件について、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した期間を相談援助業務に従事した期間に変更するもの。

3. 他の市条例の一部改正

「八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、上記改正内容（1）に係る条文を引用していることから、制定附則の中で一部改正を行うもの。

4. 施行期日 令和4年4月1日

※母子生活支援施設について

さまざまな事情により、保護や支援を必要とする母子世帯が入所している施設。市内には、八戸市社会福祉事業団が運営している1施設がある。当市では、入所措置を行っているほか、同施設に係る処遇・運営管理に関する監査業務を行っている。